

○今治市営ゲートボール場条例施行規則

平成17年1月16日

教育委員会規則第66号

改正 平成18年9月29日教育委員会規則第15号

平成27年3月2日教育委員会規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市営ゲートボール場条例（平成17年今治市条例第117号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 今治市営ゲートボール場（以下「ゲートボール場」という。）の使用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定によりゲートボール場の使用の許可を受けようとする者は、教育委員会に市営ゲートボール場使用許可申請書（別記様式第1号）を提出して、市営ゲートボール場使用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、市営ゲートボール場使用団体登録申請書（別記様式第3号）により教育委員会にあらかじめ登録の申請をし、市営ゲートボール場使用団体登録証（別記様式第4号）の交付を受けなければならない。

(使用者の義務)

第4条 ゲートボール場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がゲートボール場を使用するときは、係員に許可書を提出し、その指示を受けなければならない。

2 使用者は、その使用を終わったときは、係員に申し出て施設の点検を受けなければならない。

(係員証票)

第5条 条例第9条第2項の係員証票は、別記様式第5号とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前までに、合併前の今治市営ゲートボール場条例施行規則（平成15年今

治市教育委員会規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(読替規定)

- 3 条例第9条の2の規定によりゲートボール場の管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条中「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

(様式の特例)

- 4 条例第9条の2の規定によりゲートボール場の管理を指定管理者に行わせた場合において、別記様式第1号から別記様式第5号までの様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

附 則（平成18年9月29日教育委員会規則第15号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

市営ゲートボール場使用許可申請書			
			年 月 日
（宛先）今治市教育委員会			
使用団体名			
代表者住所			
氏名			
今治市営ゲートボール場条例第3条第1項の規定により、次のとおり使用を申請します。			
使用年月日	年 月 日	使用時間	時 分～ 時 分
使用目的		使用人数	人(男 人 女 人)

別記様式第2号（第3条関係）

市営ゲートボール場使用許可書			
使用団体名			
代表者氏名 様			
年 月 日付けで申請のあった市営ゲートボール場の使用については、次のとおり許可します。			
年 月 日			
今治市教育委員会 印			
使用年月日	年 月 日	使用時間	時 分～ 時 分
使用目的		使用人数	人(男 人 女 人)

別記様式第3号（第3条関係）

市営ゲートボール場使用団体登録申請書			
			年 月 日
（宛先）今治市教育委員会			
使用団体名 代表者住所 氏名 電話			
今治市営ゲートボール場条例施行規則第3条の規定により、登録を申請します。			
（ふりがな） 団体名		団員数	人（男 人 女 人）
登録番号			
団員名簿	氏 名	住 所	電話番号

別記様式第4号（第3条関係）

（表）

市営ゲートボール場使用団体登録証	
登録年月日	年 月 日
登録番号	
団体名	
代表者氏名	
年 月 日 今治市教育委員会 印	

（裏）

施設使用の遵守事項
登録団体の責任者は、施設の使用に当たって団員を指揮監督し、市営ゲートボール場条例及び市営ゲートボール場条例施行規則を遵守させてください。

別記様式第5号(第5条関係)

	第	号
今治市営ゲートボール場監視員証		
職 氏 名		
年	月	日交付
今治市教育委員会		印

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第3条関係）

別記様式第5号（第5条関係）